



◆日没が早いこの時期は、目立たせて、気づかせて、交通事故防止！

夕暮れから夜間の交通安全

●歩行者は反射材を身につけ、遠くから自分の存在をピカピカ光らせ目立たせて、運転者に早く気づいてもらいましょう。

●運転者は早めにライトを点灯し、ライトのこまめな切り替えで、ハイビーム（上向き）を活用し、歩行者を早く発見、安全運転に努めましょう。

●自転車利用者は、自転車に反射材を取り付けて、早めにライトを点灯しましょう。



◆振り込め詐欺に気をつけましょう。

▼こんな電話がかかってきたら・・・

「必ず儲かります」「すぐに高値で買い取ります」「電話番号が変わった」など。

◆要注意！ 詐欺かもしれません。

「変だな」と思ったなら、すぐに行動しないで、家族がご近所または最寄の警察署に相談しましょう。

◆見慣れない金融商品や投資パンフレット、聞きなれない投資会社や金融業者からのダイレクトメールにも注意しましょう。

▼「得をした」と、ついもらってしまいう粗品や景品。

会場に誘い、巧みな話術や雰囲気高額な商品を購入させられてしまう「催眠商法」かもしれません。

◆「うまい話には裏がある」のことわざを思い出しましょう。

一人ひとりが防犯への意識を高め、防犯の知恵を伝え合い、安心できる地域を目指しましょう。

◆厳罰！ 飲酒運転者と周辺者！

◆飲酒運転者のおそれのある人に酒や車を提供したり、飲酒運転者の車に同乗するのにも犯罪行為です。

◆5年以下の懲役、または100万円以下の罰金

▼車両提供者 ▼酒類提供者  
▼車両同乗者 ▼飲酒運転者

飲酒運転は絶対に

しない！

させない！

ゆるさない！

STOP! 飲酒運転



■問い合わせ

町民課 ぐらし環境係

長井警察署 ☎85-6131  
白鷹西駐在所 ☎85-0110  
白鷹東駐在所 ☎85-2029  
☎85-2046

vol.29

ぐらしの知

知識

思わぬ高額請求！

移動販売の物干し竿購入トラブル

事例

アドバイス

「物干し竿2本で1000円」と巡回していた移動販売車を呼び止めた。するといきなり値段表を見せられ、3000円のところを指さして、「これしかないがよいか」とアナウンスとは違う竿を勧められた。「ステンレス製で質も良い」ということだったので4本注文したところ、代金を支払うときになって突然8万円請求された。値段表と違うと指摘したが「それは50円あたりの料金だ」と言われた。財布にあった5万円を渡してどうにか帰ってもらったが、業者は若い男性で、家には自分一人だったため怖くてそれ以上抵抗できなかった。高額すぎると思うが、返金してもらえるか。

他にも長さ調節のため竿を切った後に初めて請求額を言われ、「もう切ってしまったから返品不可」と支払いを強要されたり、物干し竿だけを希望しているのに物干し台まで買わされたなどのケースもあります。

クーリング・オフ等が可能な場合もありますが、領収証が発行されなかったり、発行されても記載された連絡先や住所が架空のものだったりすると返金交渉などができないケースがあります。移動販売業者から購入する際は、購入前にしっかり商品と金額を確認することが大切です。金額などに納得がいかなない場合はきっぱり断りましょう。

■問い合わせ

町民生活相談センター

☎85-6131

町民課 ぐらし環境係